



平成 27 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 中 山 福 株 式 会 社  
代 表 者 名 代表取締役社長  
石 川 宣 博  
(コード番号 7442 東証第一部)  
問 合 せ 先 取締役企画本部長兼経営企画部長  
森 本 徹  
(TEL. 06-6271-5393)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 12 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 25 日開催予定の第 69 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更理由

- (1) 今後の事業多角化に対応するため、現行定款第 2 条（目的）につきまして事業目的を追加するものであります。
- (2) 今後の事業拡大及び一層のコーポレート・ガバナンス体制強化のため、現行定款第 17 条（員数）に定める取締役員数を、12 名以内から 14 名以内へ員数変更するものであります。
- (3) 取締役及び監査役が、その期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会の決議によって法令の定める範囲で責任を免除することができる旨、並びに業務執行取締役等でない取締役及び監査役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定として、定款第 26 条（取締役の責任免除）及び第 34 条（監査役の責任免除）を新設するものであります。なお、定款第 26 条（取締役の責任免除）の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。
- (4) 上記条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 27 年 6 月 25 日（木）
定款変更の効力発生日	平成 27 年 6 月 25 日（木）

以上

&lt;定款変更の内容&gt;

(下線部は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は下記の業務を営むことを目的とする。</p> <p>(1) ～ (4) (条文省略)</p> <p>(5) キャンプ用品、園芸用品、健康機器の販売。</p> <p>(6) 電動工具を含む工具、機械部品の販売。</p> <p>(7) ～ (11) (条文省略)</p> <p>(12) 食品の販売。</p> <p>(13) 衣料品の販売。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(14)</u> 各号に関する商品の製造、加工および輸出入業務。</p> <p><u>(15) ～ (19)</u> (条文省略)</p> <p><u>(20)</u> 古物の売買。</p> <p><u>(21)</u> (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(22)</u> (条文省略)</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は下記の業務を営むことを目的とする。</p> <p>(1) ～ (4) (現行どおり)</p> <p>(5) <u>スポーツ用品、</u>キャンプ用品、園芸用品、健康機器、<u>玩具</u>の販売。</p> <p>(6) <u>産業用機械器具、</u>電動工具を含む工具、機械部品の販売。</p> <p>(7) ～ (11) (現行どおり)</p> <p>(12) 食品、<u>飲料</u>の販売。</p> <p>(13) 衣料品、<u>履物用品、かばん、眼鏡用品、傘</u>の販売。</p> <p><u>(14)</u> <u>文房具、事務用品</u>の販売。</p> <p><u>(15)</u> <u>日用雑貨品</u>の販売。</p> <p><u>(16)</u> <u>化粧品、石鹸、洗剤</u>の販売。</p> <p><u>(17)</u> <u>宝石、貴金属、装身具</u>の販売。</p> <p><u>(18)</u> <u>前各号に関する原料、材料</u>の販売、商品の製造、加工および輸出入業務。</p> <p><u>(19) ～ (23)</u> (現行どおり)</p> <p><u>(24)</u> <u>美術品、工芸品、古物</u>の売買。</p> <p><u>(25)</u> (現行どおり)</p> <p><u>(26)</u> <u>インターネット等のオンラインを利用した、通信販売、オークション、モールの企画、開発、運用ならびに各種サービスの提供。</u></p> <p><u>(27)</u> <u>出版物</u>の販売。</p> <p><u>(28)</u> <u>知的財産権の取得、維持、管理、利用許諾および譲渡。</u></p> <p><u>(29)</u> <u>広告代理業。</u></p> <p><u>(30)</u> <u>各種イベントの企画、制作、運営および管理業務。</u></p> <p><u>(31)</u> (現行どおり)</p>

<p>(員数)</p> <p>第17条 当社の取締役は、<u>12</u>名以内とする。</p> <p>(新設)</p> <p>第26条～第32条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>第33条～第39条 (条文省略)</p>	<p>(員数)</p> <p>第17条 当社の取締役は、<u>14</u>名以内とする。</p> <p><u>(取締役の責任免除)</u></p> <p>第26条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の取締役(取締役であったものを含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>2 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第27条～第33条 (現行どおり)</p> <p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p>第34条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役(監査役であったものを含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>2 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第35条～第41条 (現行どおり)</p>
--	--

以上